

第4章 介護保険制度によるサービス

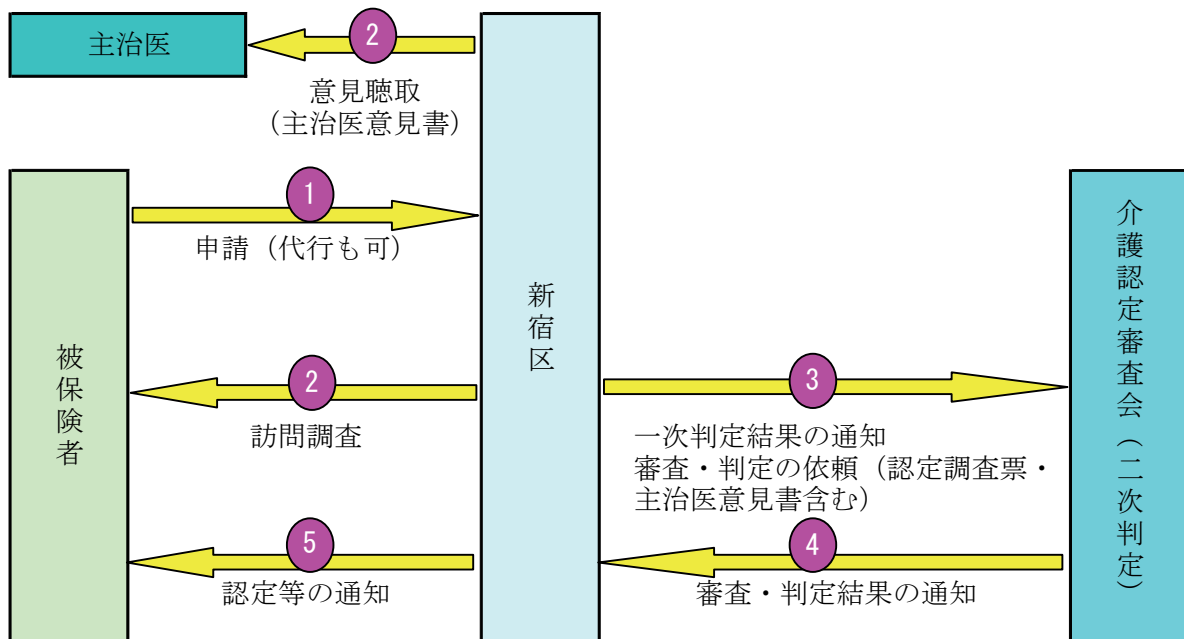
第1節 介護保険制度

1. 制度のしくみ

介護保険制度は、新宿区が保険者となって、制度の運営を行ないます。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部（原則として1割）を支払って介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

2. 申請から認定まで

介護保険サービスを利用するためには、被保険者は、新宿区の窓口で申請して介護が必要であると認定を受けることが必要です。申請から認定までの手順は下図のとおりです。

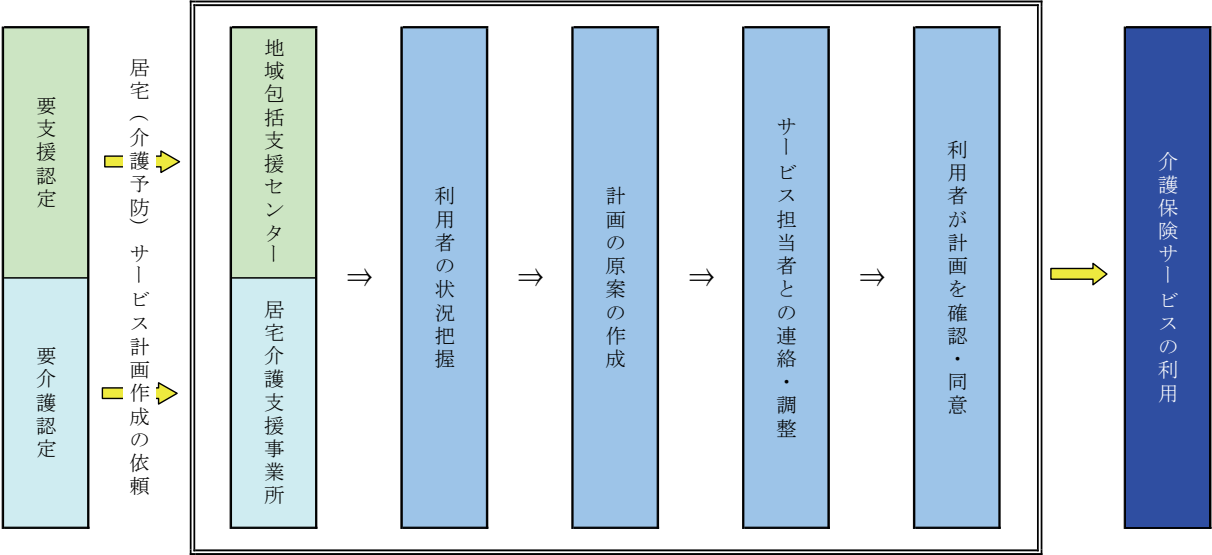


要介護認定の調査項目については、これまで82項目でしたが、新たに「調理（献立をつくる・簡単な調理）」「買い物」などの6項目を追加し、認定調査員にとって客観的判断が難しい項目などの14項目を削除し、平成21年4月より74項目になります。

また、これまでは、一次判定で「要介護1相当」と判定した上で、二次判定で「要支援2」と「要介護1」に振り分けていました。平成21年4月より一次判定において「要支援2」と「要介護1」の判定をします。

3. 認定から介護保険サービス利用まで

介護の認定結果の通知を受けたあとに、その認定結果をもとに、居宅介護支援事業者*（要支援の場合は、地域包括支援センター）に依頼して、ケアマネジャー（介護支援専門員）に心身の状況に応じたケアプラン〔居宅（介護予防）サービス計画〕を作成してもらいます。この計画に基づき、介護保険サービス事業者と契約を結び、介護保険サービスの提供を受けます。認定から介護保険サービス利用の手順は下図のとおりです。



4. 介護保険サービスの種類について

	要介護1～5の方のサービス（介護給付）	要支援1・2の方のサービス（予防給付）
在宅サービス（居宅・介護予防）	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所介護（デイサービス） ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 ○住宅改修
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○介護老人保健施設（老人保健施設） ○介護療養型医療施設 	<p>※ 要支援1・2の方は、施設サービスを利用することができません</p>
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
	居宅介護支援	介護予防支援

5. 第4期介護保険事業計画について

第4期計画については、第3期計画の策定に際して区が設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして、策定するよう国から示されています。また、2015年（平成27年）の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する取組みをより一層推進することが必要である、との課題が示されています。

今後も増加が予想される、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）といった地域密着型サービスを整備していきます。また、在宅で生活することが難しい高齢者も多くいるため、公有地の活用などにより介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備も検討していきます。

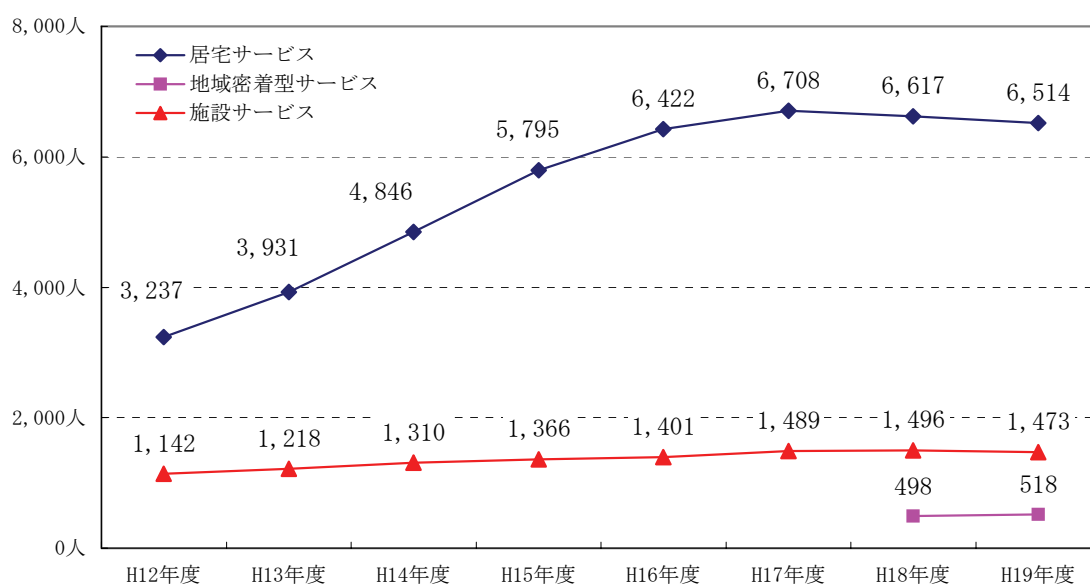
医療制度改革により、介護療養型医療施設の廃止及び医療療養病床の大幅削減が予定されていることから、これらの影響を十分に勘案し、施設サービスの利用を見込みます。

第2節 介護保険サービスの利用状況

1. サービス利用者の推移

居宅サービス利用者数は、平成12年度末から平成17年度末までに約2倍に増加しました。平成18年度以降は減少していますが、これは介護保険法の改正により平成18年4月に創設された地域密着型サービスに移行したためです。施設サービス利用者数は、平成12年度末から微増傾向にありましたが、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。地域密着型サービスは、居宅サービスから移行された、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）に加え、平成18年4月に創設された小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護等の利用者となっています。

〔 サービス利用者の推移 〕



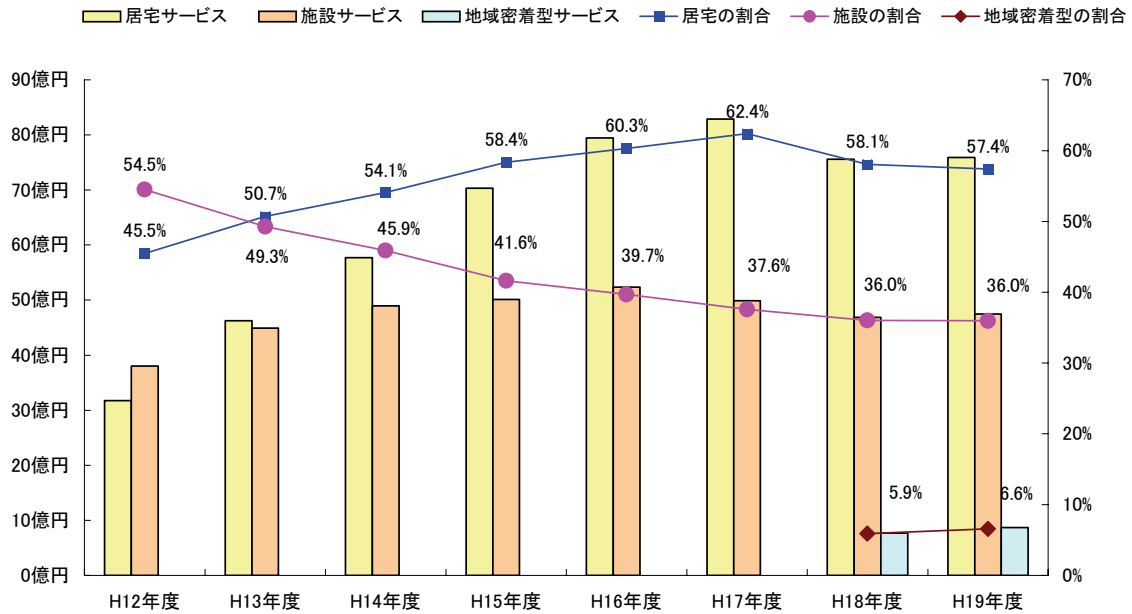
	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
居宅サービス	3,237	3,931	4,846	5,795	6,422	6,708	6,617	6,514
施設サービス	1,142	1,218	1,310	1,366	1,401	1,489	1,496	1,473
地域密着型サービス							498	518
計	4,379	5,149	6,156	7,161	7,823	8,197	8,611	8,505

※年度末の実績

2. 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移

給付費の推移は、制度開始から増加し続けていた居宅サービス費が、平成18年度から大幅に減少しています。これは、介護保険法の改正により平成18年4月に創設された地域密着型サービスに移行したためです。なお、施設サービス費の平成17年度以降の減少は、平成17年10月の制度改正により居住費・食費の自己負担化によるものです。

〔 給付費の推移 〕



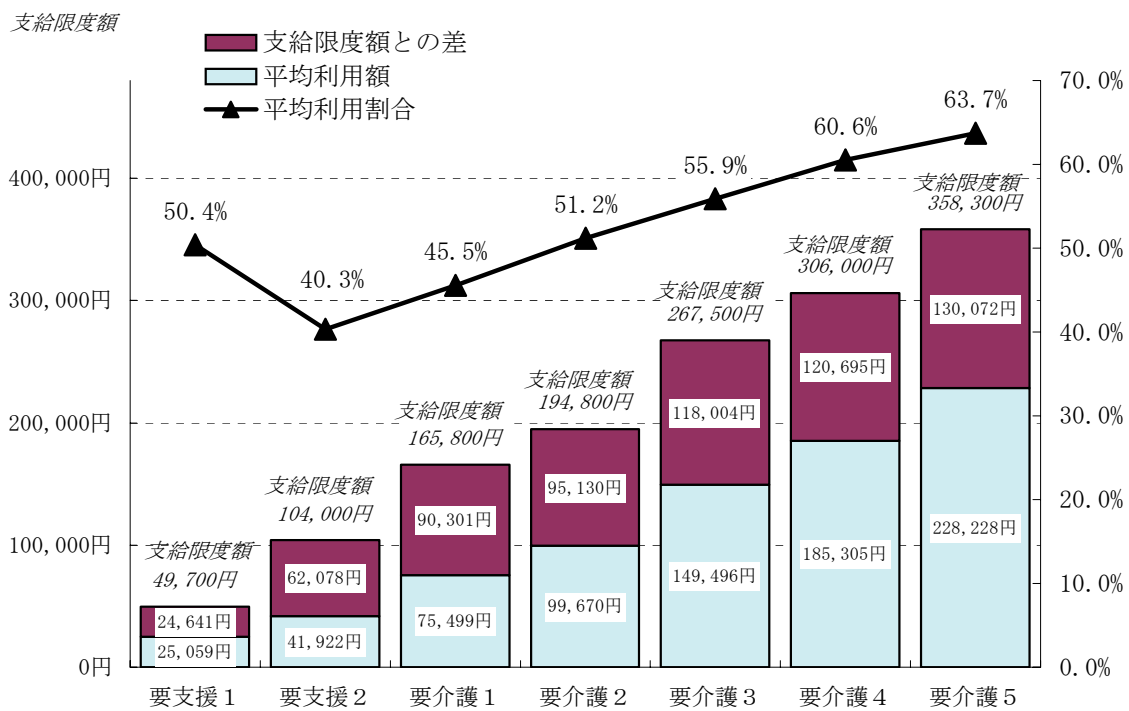
	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
居宅サービス	3,176,578,680円	4,621,714,015円	5,766,528,827円	7,031,797,995円	7,945,767,085円	8,288,585,798円	7,557,642,536円	7,586,817,422円
施設サービス	3,804,592,225円	4,494,357,436円	4,897,882,604円	5,013,881,558円	5,232,245,053円	4,991,042,101円	4,685,759,998円	4,751,408,537円
地域密着型サービス							770,251,286円	866,530,830円
合計	6,981,170,905円	9,116,071,451円	10,664,411,431円	12,045,679,553円	13,178,012,138円	13,279,627,899円	13,013,653,820円	13,204,756,789円
(内訳) 居宅+地域密着型							8,327,893,822円	8,453,348,252円
居宅の割合	45.5%	50.7%	54.1%	58.4%	60.3%	62.4%	58.1%	57.4%
施設の割合	54.5%	49.3%	45.9%	41.6%	39.7%	37.6%	36.0%	36.0%
地域密着型の割合							5.9%	6.6%

※年度末の実績

3. 居宅サービスの平均利用額

居宅サービスの一人当たり平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えていきます。支給限度額に対する平均利用割合も、重度の方は、より限度額近くまでサービスを利用しています。

〔居宅サービスの平均利用額〕



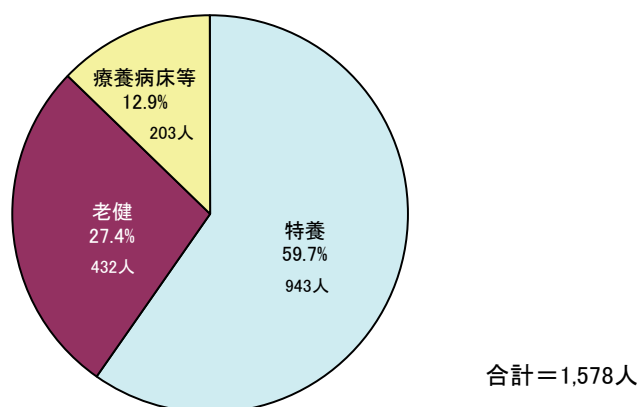
※平成 20 年 8 月実績

4. 施設サービスの種類別利用人数

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者が最も多く全体の約60%を占め、介護老人保健施設（老人保健施設）が約27%、介護療養型医療施設（療養病床等）が約13%の利用となっています。

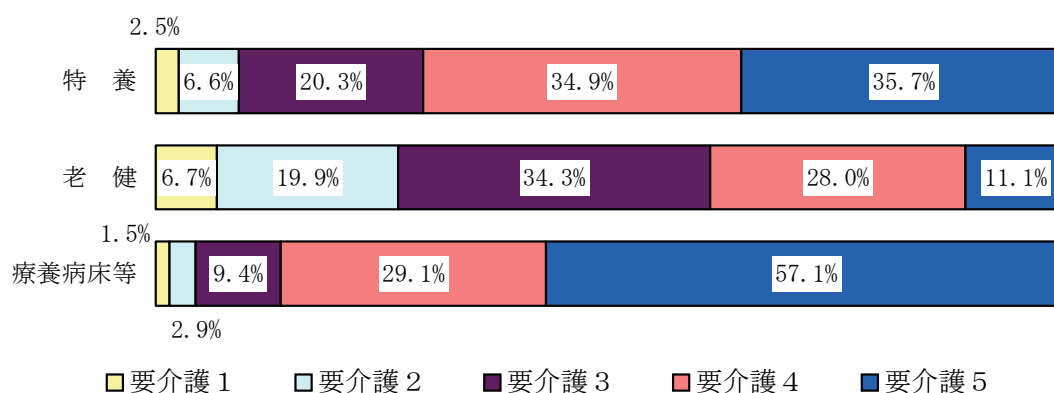
利用者を要介護度別に見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護療養型医療施設（療養病床等）では、要介護4及び5の重度の方の利用割合が多くなっています。また、介護老人保健施設（老人保健施設）では、要介護2及び3の中度の方の利用割合が多くなっています。

〔施設別入所者の割合〕



※平成20年8月末実績

〔施設サービス利用状況〕



※平成20年8月末実績

第3節 サービスごとの利用見込み

1. 総費用推計の考え方

第4期計画は、第3期計画の策定に際して設定した平成27年（2015年）の目標に至る中間段階となります。そのため、第3期計画策定の際に設定した平成26年度までの目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた人口推計を行い、要介護等認定者の出現数を推計しました。これらをもとに各介護保険サービスの平成21年度から平成23年度までの3年間に要する経費を推計しています。

認定者数の推計にあたっては、予防給付サービス及び介護予防事業の実施効果を考慮しています。

国では医療制度改革の一環として、療養病床の再編成を行うこととされ、介護療養型医療施設は平成23年度末に廃止されます。しかし、他の介護保険施設等や医療施設に転換する時期、規模が不透明な状況であることから、利用者は平成23年度までは介護療養型医療施設を利用するものとして見込みます。

医療療養病床は、大幅に削減することが予定されていますが、東京都では地域ケア体制における重要な社会資源であると考えています。そのため、今後も必要量を確保していく方向で検討が行われており、都内での医療療養病床の廃止は見込みません。

2. サービス類型ごとの利用見込み

地域密着型サービス、居宅サービス、施設サービスの3つのサービス類型ごとの利用量を見込んでいます。

なお、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び施設サービスについては、要支援1及び2の方はサービスの対象とはならないので、予防給付の項目がなく介護給付となっています。

(1) 地域密着型サービスの利用見込み

① 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回による訪問介護と通報による随時対応を合わせたサービスです。このサービスは平成18年4月に創設されたもので、区内にある1ヶ所の事業所は、平成19年2月より事業を開始しています。現在の利用者は67人となっています(平成20年8月実績)。

このサービスの利用者は、他の居宅サービス利用者に比べて、要介護4及び5の重度の方が多く利用していますので、今後も重度の方が多く利用すると見込みます。

厚生労働省では、このサービスを人口20～30万人程度の自治体で行った場合には、利用者が300～400人程度になると想定しています。そのため、今後、このサービスへの周知度が増すことで、利用者も増加していくことが想定されることから、平成21年度から平成23年度までは、対前年度比約1.5倍の伸びが続くと見込みます。

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	47	93	145
実績	0	21	50
割合	0.0%	22.6%	34.5%

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	76	113	170

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

※夜間対応型訪問介護は、要介護1～5の方がサービスの対象。要支援1及び2の方はサービスの対象外。

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

通所により認知症の方を対象に、食事、入浴、レクリエーションを行うサービスです。

現在の利用者は363人となっています（平成20年8月実績）。これは「家にいる『動ける認知症高齢者』」*の6割にあたる人数で、通所の回数は週に平均すると約2.4回となっています。

今後も、このサービスの主な利用者は、「家にいる『動ける認知症高齢者』」と想定し、約6割の方が平均週2.4回通所すると見込みます。

(回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		36,873	42,485	46,756
実績		38,244	43,264	44,964
割合		103.7%	101.8%	96.2%
予 防	見込量	2,609	2,797	2,904
	実績	4	8	0
	割合	0.2%	0.3%	0.0%
介 護	見込量	34,264	39,688	43,852
	実績	38,240	43,256	44,964
	割合	111.6%	109.0%	102.5%

(回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		44,703	45,393	46,111
予 防	見込量	15	16	17
	見込量	44,688	45,377	46,094

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。どのサービスを利用しても、同一の職員によるサービス提供が受けられます。

現在、このサービスは平成18年4月に創設されたもので、区内にある1ヶ所の事業所は、平成18年7月より開設しています。現在の利用者は20人となっています（平成20年8月実績）。

第3期計画では、このサービスは区内に9ヶ所の基盤整備を計画していましたが、用地確保や施設運営等にかかる高コストなどが参入への障壁となって、事業展開がなされませんでした。

このサービスは、様々なサービスを包括的に提供できる施設サービスに類似したもので、施設の機能を在宅へ24時間届けるようなしくみであると考えられます。認知症高齢者や重度の要介護認定者の方が、住み慣れた地域で暮らし続けるために、今後、このサービスの必要性は高まっていくと想定されます。

このサービスは、第4期計画においても施設整備に対する補助のほか、区としても誘導策を講じながら、東基盤整備圏域と西基盤整備圏域には各3事業所、中央基盤整備圏域には2事業所の基盤整備をすすめていきます。

このうち、中央基盤整備圏域の1事業所（定員25人）については、旧東戸山中学校において、平成22年5月開設を目標に整備をすすめていきます。

このサービスの利用者は、事業所が開設されると定員の9割が利用すると見込みます。

(人/月)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		104	163	166
実績		8	18	18
割合		7.7%	11.0%	10.8%
予 防	見込量	22	34	34
	実績	2	4	3
	割合	9.1%	11.8%	8.8%
介 護	見込量	82	129	132
	実績	6	14	15
	割合	7.3%	10.9%	11.4%

(人/月)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		67	202	202
予 防	見込量	19	58	58
	見込量	48	144	144

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の方が5～9人で共同生活し、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴などの生活支援を受けるサービスです。

現在、このサービスは区内に5ヶ所、利用定員75人分がありますが、このうち区民の利用者は50人です。このほかに、区外にある介護保険サービス提供事業所を利用している区民が51人おり、あわせて約101人の利用となっています（平成20年8月実績）。

このサービスは、要介護2及び3の中度の方が主な利用者となっています。特別養護老人ホーム等の施設サービスは、要介護4及び5の重度の方が主な利用者となっていることから、このサービスは、在宅生活をするのが困難になった中度者の方を支えるサービスとして、必要性が高いと考えられます。

区内における現在の介護保険サービス提供事業所の所在が西基盤整備圏域に偏りがあることから、第4期計画期間中に東基盤整備圏域と中央基盤整備圏域に36人分(2事業所)ずつ、施設整備に対する補助の利用を想定した展開を見込みます。

このうち、中央基盤整備圏域の1事業所(定員18人)については、旧東戸山中学校において平成22年5月開設を目標に整備をすすめていきます。また、東基盤整備圏域の1事業所(定員18人)については、矢来町において平成22年10月開設を目標に整備をすすめていきます。

このサービスの利用者は、現在のサービス利用者、区内の事業所が開設されることによる新たな利用者増分を加えて見込みます。

(人/月)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		159	165	166
実績		116	117	105
割合		73.0%	71.0%	63.3%
予 防	見込量	24	16	8
	実績	0	1	0
	割合	0.0%	6.3%	0.0%
介 護	見込量	135	149	158
	実績	116	116	105
	割合	85.9%	77.9%	66.5%

(人/月)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		119	155	191
予 防	見込量	1	1	2
	見込量	118	154	189

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 29 人以下の介護専用型の有料老人ホーム等です。

このサービスは、区内で 1 ヶ所の事業所（定員 14 人）が、平成 18 年 11 月より事業を開始し、現在の利用者は 12 人となっています（平成 20 年 8 月実績）。

このサービスは、小規模で、かつ、要介護認定者専用という施設の特性などから、区内での新たな事業展開は難しいと考えられるので、第 4 期計画において、既存事業所の利用者以外に新たなサービスの利用は見込みません。

(人/月)	第 3 期		
	H18 年度	H19 年度	H20 年度
見込量	0	0	0
実績	6	10	11
割合	-	-	-

(人/月)	第 4 期		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度
見込量	14	14	14

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20 年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

※地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護 1～5 の方がサービスの対象。要支援 1 及び 2 の方はサービスの対象外。

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が 29 人以下の小規模の特別養護老人ホームです。

現在、平成 22 年 3 月開設を目標に旧東戸山中学校において、小規模特別養護老人ホームの整備をすすめています。

今後の小規模特別養護老人ホームの区内での事業展開については、用地確保や施設運営等にかかる高コストなど、事業所参入の障壁は高いと考えられます。このため、第4期計画では、公有地の活用などによる整備を引き続き検討していきますが、計画上は平成 22 年 5 月を目標にしている旧東戸山中学校の整備のみを見込みます。

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	0	0	29
実績	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	0	29	29

※H20年度の実績は見込み。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）は、要介護1～5の方がサービスの対象。要支援1及び2の方はサービスの対象外。

(2) 居宅サービスの利用見込み

第4期計画の居宅サービスは、過去の利用実績をもとにし、これに利用者の利用意向や対象者数、介護保険サービス提供事業者の動向などを考慮し見込んでいます。

平成22年度には、矢来町及び旧東戸山中学校に特別養護老人ホーム等が整備され、これらの施設には短期入所生活介護が併設されます。そのため、短期入所生活介護には、これらの施設を利用する分も含めた見込みとなっています。

① 訪問・通所・短期入所・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修

〔訪問介護〕（ホームヘルプサービス）

(人、回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
予防	見込(人)	20,951	22,894	23,265
	実績	6,634	14,786	14,940
	割合	31.7%	64.6%	64.2%
介護	見込(回)	564,605	532,760	513,083
	実績	761,585	650,649	625,566
	割合	134.9%	122.1%	121.9%

(人、回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
予防	見込(人)	16,726	17,770	18,670
介護	見込(回)	654,064	657,775	663,191

※介護予防訪問介護の報酬単位は月額であるため、人数見込みとなっている。

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔訪問入浴介護〕

(回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		17,815	16,227	15,497
実績		17,612	17,271	17,428
割合		98.9%	106.4%	112.5%
予防	見込量	383	431	448
	実績	51	19	50
	割合	13.3%	4.4%	11.2%
介護	見込量	17,432	15,796	15,049
	実績	17,561	17,252	17,378
	割合	100.7%	109.2%	115.5%

(回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		17,939	18,652	18,682
予防	見込量	32	34	35
介護	見込量	17,907	18,618	18,647

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔訪問看護〕

(回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		50,557	48,542	48,216
実績		53,499	49,266	50,880
割合		105.8%	101.5%	105.5%
予防	見込量	5,368	6,045	6,278
	実績	1,111	2,275	2,584
	割合	20.7%	37.6%	41.2%
介護	見込量	45,189	42,497	41,938
	実績	52,388	46,991	48,296
	割合	115.9%	110.6%	115.2%

(回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		55,817	58,889	59,998
予防	見込量	2,925	3,288	3,385
	見込量	52,892	55,601	56,613

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔訪問リハビリテーション〕

(日/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		4,908	4,928	5,030
実績		7,797	11,744	14,046
割合		158.9%	238.3%	279.2%
予防	見込量	485	546	568
	実績	150	348	418
	割合	30.9%	63.7%	73.6%
介護	見込量	4,423	4,382	4,462
	実績	7,647	11,396	13,628
	割合	172.9%	260.1%	305.4%

(日/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		14,245	14,449	14,436
予防	見込量	456	491	505
	見込量	13,789	13,958	13,931

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍にした数値。

〔居宅療養管理指導〕

(人/月)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		1,108	1,120	1,131
実績		1,186	1,274	1,412
割合		107.0%	113.8%	124.8%
予防	見込量	160	183	194
	実績	34	76	91
	割合	21.3%	41.5%	46.9%
介護	見込量	948	937	937
	実績	1,152	1,198	1,321
	割合	121.5%	127.9%	141.0%

(人/月)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		1,196	1,224	1,251
予防	見込量	177	181	185
	見込量	1,019	1,043	1,066

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

〔通所介護〕（デイサービス）

(人、回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
予防	見込(人)	4,325	4,732	4,821
	実績	1,789	4,506	4,930
	割合	41.4%	95.2%	102.3%
介護	見込(回)	93,686	92,678	90,220
	実績	138,797	143,811	155,842
	割合	143.6%	155.2%	172.7%

(人、回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
予防	見込(人)	5,608	6,491	6,966
介護	見込(回)	161,503	172,491	176,031

※介護予防通所介護の報酬単位は月額であるため、人数見込みとなっている。

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔通所リハビリテーション〕

(人、回/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
予防	見込(人)	1,246	1,364	1,391
	実績	328	787	946
	割合	26.3%	57.7%	68.0%
介護	見込(回)	20,932	21,027	21,524
	実績	28,157	26,087	25,026
	割合	134.6%	124.1%	116.3%

(人、回/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
予防	見込(人)	1,060	1,141	1,175
介護	見込(回)	28,248	29,193	29,835

※介護予防通所リハビリテーションの報酬単位は月額であるため、人数見込みとなっている。

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔短期入所生活介護〕（ショートステイ）

(日/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		25,892	25,317	26,368
実績		16,574	19,340	21,114
割合		64.0%	76.4%	80.1%
予防	見込量	1,211	1,707	1,776
	実績	83	218	234
	割合	6.9%	12.8%	13.2%
介護	見込量	24,681	23,610	24,592
	実績	16,491	19,122	20,880
	割合	66.8%	81.0%	84.9%

(日/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		23,378	24,318	25,178
予防	見込量	320	343	353
介護	見込量	23,058	23,975	24,825

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔短期入所療養介護〕

(日/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		17,983	17,471	18,201
実績		14,730	14,607	14,182
割合		81.9%	83.6%	77.9%
予防	見込量	1,309	1,476	1,536
	実績	81	270	182
	割合	6.2%	18.3%	11.8%
介護	見込量	16,674	15,995	16,665
	実績	14,649	14,337	14,000
	割合	87.9%	89.6%	84.0%

(日/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		16,203	16,286	15,687
予防	見込量	348	376	387
	実績			
介護	見込量	15,855	15,910	15,300
	実績			

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔福祉用具貸与〕

(人/月)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		2,392	2,326	2,274
実績		2,495	2,317	2,424
割合		104.3%	99.6%	106.6%
予防	見込量	546	598	609
	実績	55	128	154
	割合	10.1%	21.4%	25.3%
介護	見込量	1,846	1,728	1,665
	実績	2,440	2,189	2,270
	割合	132.2%	126.7%	136.3%

(人/月)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		2,613	2,758	2,787
予防	見込量	181	194	200
	実績			
介護	見込量	2,432	2,564	2,587
	実績			

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

〔特定福祉用具販売〕

(人/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		1,374	1,431	1,453
実績		1,013	1,279	1,102
割合		73.7%	89.4%	75.8%
予防	見込量	430	448	455
	実績	127	252	234
	割合	29.5%	56.3%	51.4%
介護	見込量	944	983	998
	実績	886	1,027	868
	割合	93.9%	104.5%	87.0%

(人/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		1,483	1,524	1,510
予防	見込量	464	477	473
	実績			
介護	見込量	1,019	1,047	1,037
	実績			

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

〔住宅改修〕

(人/年)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		1,035	1,079	1,086
実績		778	817	832
割合		75.2%	75.7%	76.6%
予防	見込量	422	440	443
	実績	113	227	256
	割合	26.8%	51.6%	57.8%
介護	見込量	613	639	643
	実績	665	590	576
	割合	108.5%	92.3%	89.6%

(人/年)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		962	995	1,027
予防	見込量	211	218	225
	見込量	751	777	802

※実績は年度の利用総数。H20年度は上半期の利用総数を2倍した数値。

② 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、食事、入浴など日常生活の支援を受けるサービスです。

このサービスの利用者は、制度開始から毎年、対前年度比で約1.3倍の伸びを示していますが、区内の介護保険サービス提供事業所を利用している利用者はそのうち約2割で、多くの区民は区外の事業所を利用しています。

全国的には、新たな事業所の展開も積極的に行われていることから、平成23年度まではサービス利用者数について、一定の伸びが続くと見込んでいます。

(人/月)		第3期		
		H18年度	H19年度	H20年度
見込量		391	469	563
実績		407	544	608
割合		104.1%	116.0%	108.0%
予防	見込量	67	80	96
	実績	24	62	73
	割合	35.8%	77.5%	76.0%
介護	見込量	324	389	467
	実績	383	482	535
	割合	118.2%	123.9%	114.6%

(人/月)		第4期		
		H21年度	H22年度	H23年度
見込量		695	795	895
予防	見込量	82	93	106
	見込量	613	702	789

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

(3) 施設サービスの利用見込み

区内では、平成 22 年度中に 1 ヶ所の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、入所定員 81 人）がサービスの提供を開始する予定のため、この施設の利用量の増加分を見込んでいます。今後も在宅生活が困難な方のために、公有地の活用などにより介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を検討していきます。

介護療養型医療施設は平成 23 年度末に廃止されますが、他の介護保険施設や医療施設に転換する時期、規模が不透明な状況であることから、利用者は平成 23 年度までは介護療養型医療施設を利用するものとして見込みます。

介護保険施設における平成 19 年度の入所者を要介護度別にみると、重度者である要介護 4 及び 5 の方の割合は、施設利用者全体の約 64%になっています。この割合は、平成 26 年度には 70%以上とするよう国から示されているため、施設入所は重度者を優先し、今後、平成 26 年度には 70%となることを見込みます。

また、要介護認定者（要介護 2～5）に対する介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）及び介護専用型特定施設の利用者は、平成 19 年度では約 27%となっています。この割合は、平成 26 年度には 37%以下とするよう国から示されているため、今後も 37%以下となることを見込みます。

医療療養病床の大幅な削減が予定されていることから、都外でこのサービスを利用している方が、新たな介護老人保健施設等の利用者となると想定し、この新たな利用者の見込量については、介護老人保健施設（老人保健施設）の見込量の中に含んでいます。

区内における平成 23 年度までの各年度末の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設（老人保健施設）の整備ベッド数（累計）は、次のとおりです。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

単位：床	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
区内施設のベッド数	370	370	451	451
区外における建設助成ベッド数	503	503	503	503
合 計	873	873	954	954

※H22 年度に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1ヶ所（定員 81 人）を整備。

※H22 年度に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）1ヶ所（定員 29 人）を整備。

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）451 人と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）29 人を合わせると、480 人となる。

○介護老人保健施設（老人保健施設）

単位：床	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
区内施設のベッド数	260	260	260	260

※第 4 期介護保険事業計画期間中の整備予定はない。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(人/月)	第 3 期		
	H18 年度	H19 年度	H20 年度
見込量	907	1,003	1,004
実績	864	852	885
割合	95.3%	85.0%	88.1%

(人/月)	第 4 期		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度
見込量	956	995	1,033

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20 年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、要介護 1～5 の方がサービスの対象。要支援 1 及び 2 の方はサービスの対象外。

○介護老人保健施設（老人保健施設）

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	426	433	435
実績	405	418	430
割合	95.1%	96.5%	98.9%

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	440	475	530

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

※介護老人保健施設（老人保健施設）は、要介護1～5の方がサービスの対象。要支援1及び2の方はサービスの対象外。

○介護療養型医療施設

(人/月)	第3期		
	H18年度	H19年度	H20年度
見込量	231	240	242
実績	227	233	209
割合	98.3%	97.1%	86.4%

(人/月)	第4期		
	H21年度	H22年度	H23年度
見込量	220	220	220

※実績は年度の利用総数を月数で割った数値。H20年度は上半期の利用総数を月数で割った数値。

※介護療養型医療施設は、要介護1～5の方がサービスの対象。要支援1及び2の方はサービスの対象外。

〔新宿区における平成26年度までの介護保険施設サービス及び居住系サービスの利用見込み〕

①施設・介護専用居住系サービス

(単位：人)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
施設サービス利用者 (A)	1,496	1,503	1,524	1,616	1,719	1,812	1,625	1,631	1,713
うち要介護4及び5 (B)		963	1,035	1,048	1,110	1,160	1,058	1,102	1,203
施設利用者に対する 要介護4及び5の方の割合 (B/A)	64.2%	64.1%	67.9%	64.9%	64.6%	64.0%	65.1%	67.6%	70.2%
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	864	852	885	956	995	1,033	1,037	1,039	1,119
介護老人保健施設 (老人保健施設)	405	418	430	440	475	530	559	563	565
介護療養型医療施設	227	233	209	220	220	220			
地域密着型介護老人福祉施設入居者 生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	0	0	0	0	29	29	29	29	29
介護専用居住系サービス利用者 (C)	122	126	116	159	198	238	243	248	253
内 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	116	116	105	118	154	189	189	189	189
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	0	0	0	27	30	35	40	45	50
訳 地域密着型特定施設入居者生活介護	6	10	11	14	14	14	14	14	14
施設・介護専用居住系 サービス利用者数 (D=A+C)	1,618	1,629	1,640	1,775	1,917	2,050	1,868	1,879	1,966
要介護2～5の要介護者数 (E)	5,576	6,003	6,031	6,099	6,157	6,216	6,239	6,260	6,282
要介護2～5に対する施設・介護専用 居住系サービスの利用者の割合 (F=D/E)	29.0%	27.1%	27.2%	29.1%	31.1%	33.0%	29.9%	30.0%	31.3%

②介護専用以外の居住系サービス

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
介護専用以外居住系サービス利用者 (G)	407	545	608	669	766	862	922	982	1,042
内 特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	383	482	535	586	672	754	804	854	904
介護予防特定施設入居者生活介護	24	62	73	82	93	106	116	126	136
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	0	1	0	1	1	2	2	2	2

③施設・介護専用居住系サービス・介護専用以外の居住系サービス計

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
施設・居住系サービス計 (H=D+G)	2,025	2,174	2,248	2,444	2,683	2,912	2,790	2,861	3,008

※ 18、19年度は実績値、20年度は実績見込値。

〔地域密着型サービスの整備目標〕

現況 (※3) と平成23年度までの整備数 (※4)	東			中央			西			合計		備考	
	現況	21～23年度整備数		現況	21～23年度整備数		現況	21～23年度整備数		21～23年度整備数	累計		
		0	※5		0	※5		0	※5				0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1		
定員	※5	0	※5	※5	0	※5	※5	0	※5	0	※5		
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	6	0	6	4	0	4	5	0	5	0	15		
定員	82	0	82	58	0	58	70	0	70	0	210		
小規模多機能型居宅介護 (※6)	0	3	3	1	2	3	0	3	3	1	8	9	東地区、西地区に各3事業所 (75人)、中央に2事業所 (50人) 整備 ※中央地区の旧東戸山中学校に1事業所 (定員25名) の開設 (平成22年5月) を予定している。
定員	0	75	75	24	50	74	0	75	75	24	200	224	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1	2	3	1	2	3	4	0	4	6	4	10	東地区、中央地区に各2事業所 (36人) 整備 ※中央地区の旧東戸山中学校に1事業所 (定員18名) の開設 (平成22年5月)、東地区の矢来町に1事業所 (定員18名) の開設 (平成22年10月) を予定している。
定員	9	36	45	18	36	54	51	0	51	78	72	150	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	
定員	0	0	0	0	0	0	14	0	14	14	0	14	
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	中央地区に1事業所 (29人) 整備 ※中央地区の旧東戸山中学校に1事業所 (定員29名) の開設 (平成22年5月) を予定している。
定員	0	0	0	0	29	29	0	0	0	0	29	29	

※1 基盤整備圏域(地域密着型サービスの基盤整備圏域)は、国のいう日常生活圏域に該当し、人口、高齢化率、要介護等認定者が均衡するように複数の特別出張所管轄区域(以下、「地区」という。)を単位として設定している。

東地区：四谷特出、笹野町特出、櫻町特出

中央地区：若松町特出、大久保特出、戸塚特出

西地区：落合第一特出、落合第二特出、柏木特出、角管特出、区役所地区

※2 当該基盤整備圏域は、地域密着型サービスの基盤整備を地域のバランスを確保しながらすすめていくための区割りであり、区民は、居住地外の圏域にある介護サービス事業所も利用することができる。

※3 現況はH20年6月現在

※4 整備数は区内におけるサービスの整備目標であり、サービス利用見込量とは異なる。

※5 夜間対応型訪問介護は、厚生労働省の想定では、人口20～30万人の自治体では、300～400人の利用があると見込まれている。区では、平成18年度に1事業所を中央地区に整備している。

※6 小規模多機能型居宅介護は、登録定員 (25人以下) と利用定員 (通所15人以下、夜間概ね9人まで) があるが、ここでは登録定員を示している。

(場所別整備予定)

場所	特別養護老人ホーム	小規模特別養護老人ホーム	短期入所	グループホーム	小規模多機能	開設予定
旧東戸山中学校 (中央地区)	-	29人	3人	18人	25人	平成22年5月
矢来町 (東地区)	81人	-	9人	18人	-	平成22年10月

〔介護保険サービスの基盤整備の現況〕

(単位：人)

サービス類型	東地区		中央地区		西地区		区 合計
	事業所名称	定員	事業所名称	定員	事業所名称	定員	
施設・居住系 サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	50	新宿けやき園	100	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	80	370
	特別養護老人ホームあかね苑	60			北新宿特別養護老人ホーム	80	
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	110	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	80			260
	介護老人保健施設 マイウェイ四谷	70			グラナダ目白 新宿	36	
	パープルヴィラ新宿御苑	44			アライブ目白	40	456
	サニーハレス四谷香番館	64			リアンレープ高田馬場	119	
	特定施設入居者生活介護	95			ねむの木	32	
					ひまわりホーム新宿	26	
					短期入所施設 聖母ホーム	20	138
					北新宿特別養護老人ホーム	10	
居宅サービス 通所系	短期入所	2	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	10			150
		6	新宿けやき園	10			
		50					
		30	コソフオガーデンデイクエアセンター	40			
		20	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	20			
		30	介護老人保健施設 マイウェイ四谷	20			
		40	助川クリニック通所リハビリテーション	20			
		45	新橋区立藤山高齢者在宅サービスセンター	30			
		30	健康倶楽部新宿	24			
		45	デイサービス ハミッツ	10			
		45	新橋区立百人町高齢者在宅サービスセンター	40			
		40	デイサービスセンター ゆあ・はんず	13			
		37	デイサービス ハーモニー	9			
		50	(株) シンパック・インタナショナル ラクタク	10			
	45	ルート支援センター	21				
	10	ほっとステーション スウィング	20				
	28	デイサービスなの花	10				

サービス類型	東地区		中央地区		西地区		区 合計
	事業所名称	定員	事業所名称	定員	事業所名称	定員	
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	若葉高齢者在宅サービスセンター	10	ほっとステーション	20	中落合高齢者在宅サービスセンター	12	210
	日生デイサービスセンター きずな	23	たつのみデイサービス	6	やわらぎ中落合	10	
	細工町高齢者在宅サービスセンター	15	新橋区立百人町高齢者在宅サービスセンター	12	和楽 静華庵	12	
	原町高齢者在宅サービスセンター	12	新宿けやき園	20	デイサービスセンター 聖母ホーム	12	
	高齢者在宅サービスセンター あかね苑	12			北新宿高齢者在宅サービスセンター	24	
	神楽坂 静華庵	10					
地域密着型 サービス	夜間対応型訪問介護		シヤンパックサービス・ハッピー・新橋・東地区特別訪問介護				24
	小規模多機能型居宅介護		ほっとステーション さらさら	24			
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	9	よりぬい ぬくみ・くるみ	18	高齢者グループホーム なごみ 西落合	18	
	地域密着型特定施設入居者介護				せらび新宿	27	
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)				美が谷の園新宿	6	
				せらび新宿	14	14	
						0	

※1 定員は、区内のサービス事業所の定員であり、区民のサービス利用者数とは異なる。
 ※2 事業所、定員は、「ハートベージ 介護サービス事業者ガイドブック2007年・新宿区版」ほか、2008年6月データである。
 ※3 通所介護は、曜日により利用定員が異なることがあるので、最大定員数を載せている。
 ※4 中央地区の認知症対応型共同生活介護事業所「よりぬい ぬくみ・くるみ」は、平成20年11月に定員3名の増員分を含んでいる。

第4節 地域支援事業

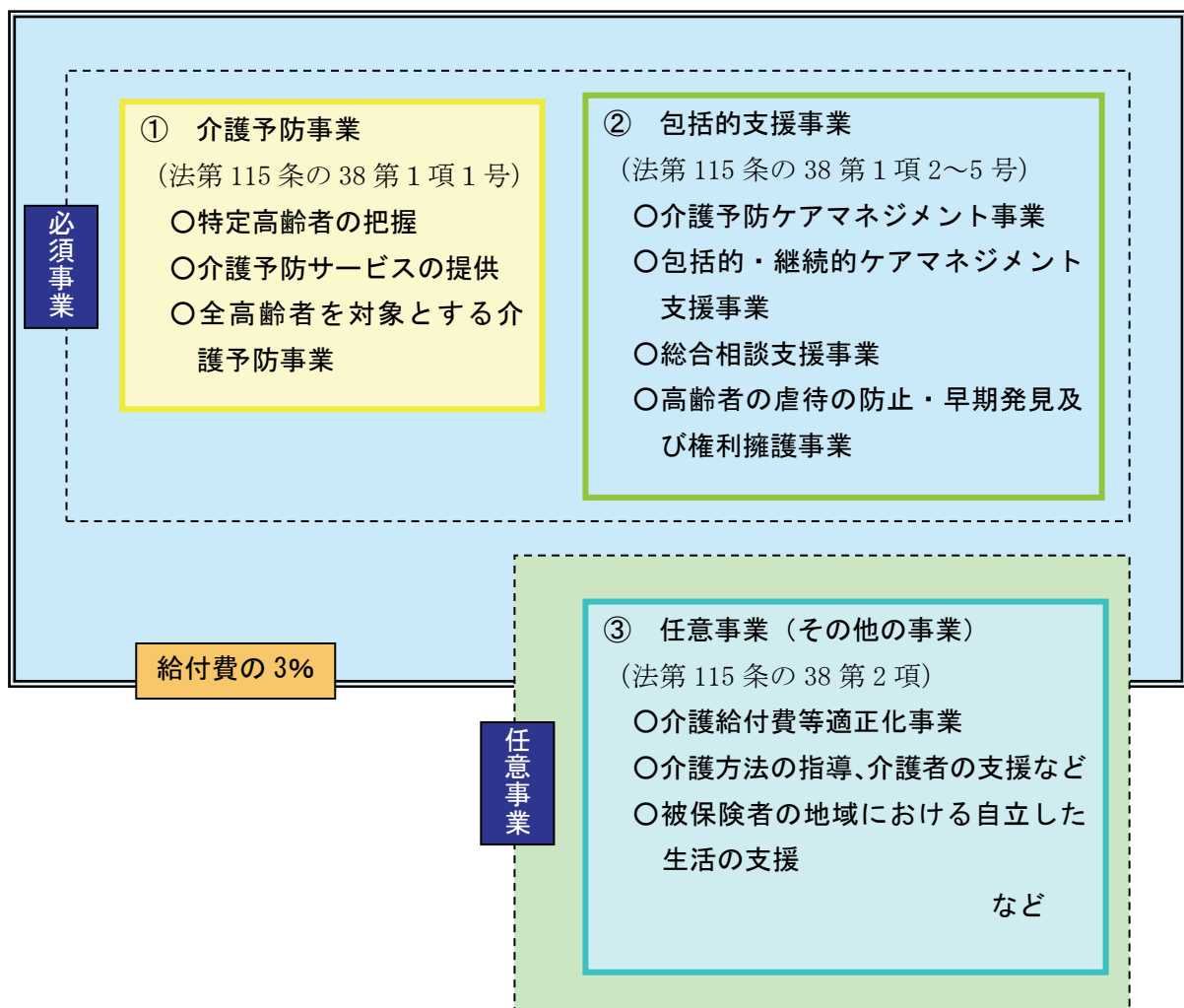
1. 地域支援事業の構成

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、区が主体となって地域支援事業を実施します。

地域支援事業は、下図のとおり①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業の3事業で構成されます。

①、②は必須事業として、区が実施することが法により定められています。③は任意事業として、区が必要に応じて実施する事業です。

〔地域支援事業の構成〕

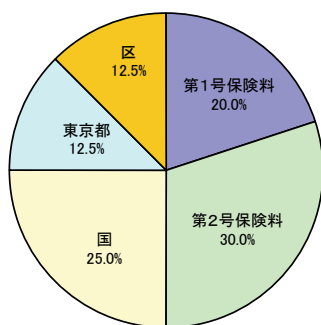


2. 地域支援事業の財源

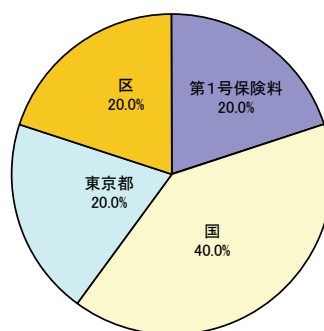
地域支援事業に要する経費は、政令により給付見込額の3%が上限とされ、この金額をもとに交付金が交付されます。この上限を超える事業を行う場合には、区の一般事業として実施してまいります。

給付見込額の3%に相当する部分の、①介護予防事業については、第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、②包括的支援事業と③任意事業については、第1号保険料と公費で構成されます。

①介護予防事業の財源構成



②包括的支援事業、③任意事業の財源構成



3. 地域支援事業の見込み

地域支援事業に要する経費のうち、政令で定める範囲で地域支援事業交付金が交付されます。交付金の見込み額は、次のとおりです。

〔地域支援事業交付金の見込み〕

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度
介護予防事業	229,676,000円	240,000,000円	250,200,000円
給付見込額に対する割合	1.44%	1.41%	1.41%
包括的支援事業及び任意事業	247,555,000円	269,705,000円	281,787,000円
給付見込額に対する割合	1.56%	1.59%	1.59%
合 計	477,231,000円	509,705,000円	531,987,000円
給付見込額に対する割合	3.00%	3.00%	3.00%

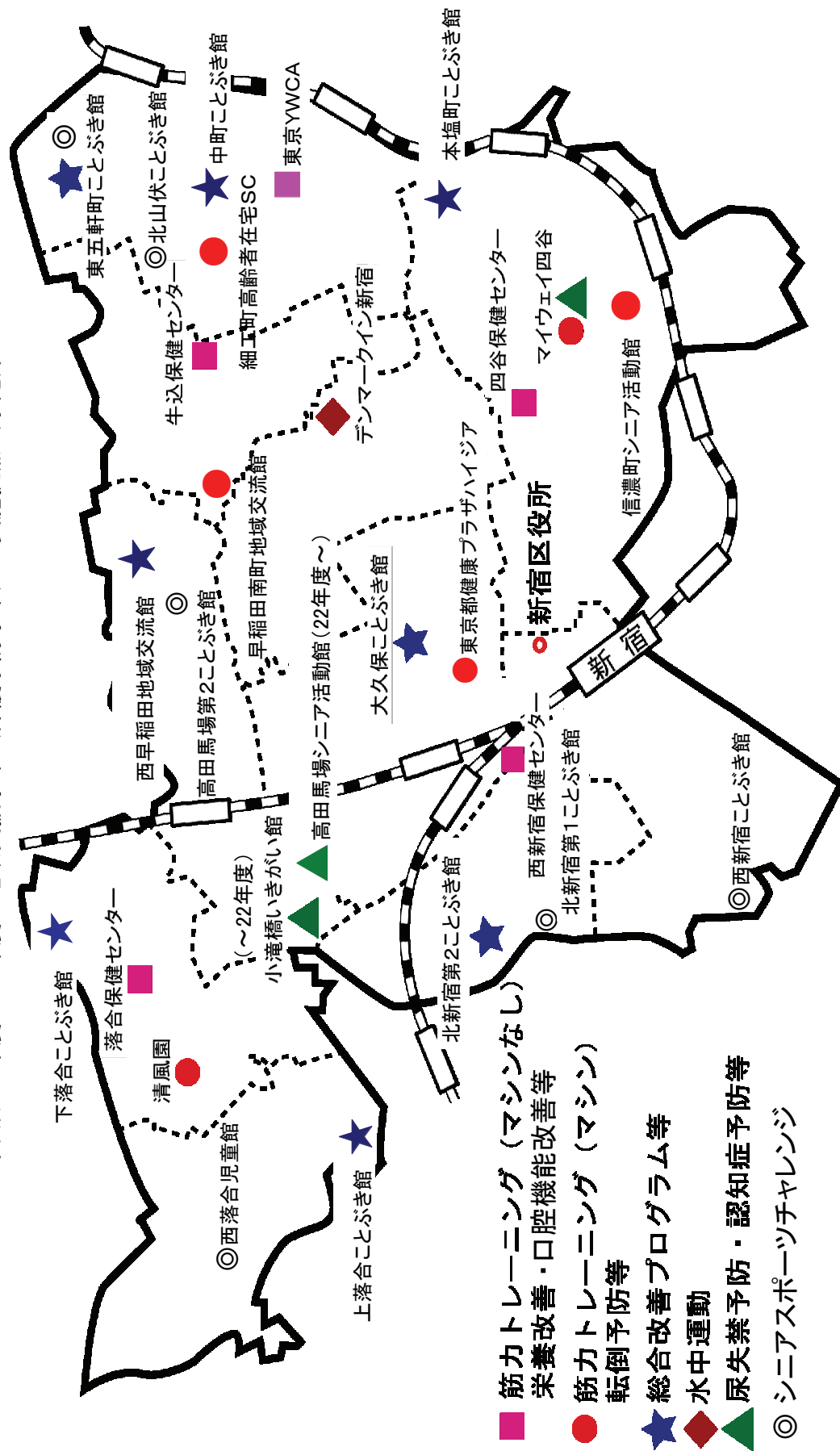
4. 地域支援事業の規模

〔地域支援事業の規模と経費〕

事業名	規模単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		規模	経費	規模	経費	規模	経費
介護予防事業							
介護予防特定高齢者施策							
特定高齢者把握事業	特定高齢者の選定数	3,764	69,214	3,800	72,000	3,900	75,000
生活機能評価の実施、特定高齢者の選定	人/年	288	46,797				
筋力向上トレーニング教室(マシンあり)	人/年	240	14,712				
筋力向上トレーニング教室(マシンなし)	人/年	288	18,305				
転倒予防教室	人/年	80	10,313	1,450	139,000	1,500	144,000
水中運動教室	人/年	384	38,400				
総合的予防改善教室	人/年	48	2,370				
低栄養改善教室	人/年	120	3,611				
口腔機能改善教室	人/年	-	-				
訪問型介護予防事業	-	-	-				
介護予防特定高齢者施策評価事業	-	-	-				
介護予防一般高齢者施策							
認知症予防教室	人/年	90	25,954		29,000		31,200
尿漏れ改善教室	人/年	96	3,566	670	19,000	700	20,000
シニアスポーツチャレンジ教室	人/年	480	9,000				
介護予防講演会・介護予防セミナー	回/年	6	972				
若返り講座	回/年	30	498	100	4,000	150	5,000
認知症・うつ予防相談	回/年	48	2,332				
普及啓発パンフレットの配布	部/年	5,000	1,521	5,000	2,000	5,000	2,000
地域での継続的介護予防活動に対する支援	-	-	2,944	-	4,000	-	4,200
介護予防一般高齢者施策評価事業	-	-	-				
包括的支援事業							
包括的支援事業			295,361		506,393		506,393
介護予防ケアマネジメント事業							
総合相談・権利擁護事業			295,361		506,393		506,393
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業							
任意事業							
介護給付等費用適正化事業	事業所数/年	48	20,226	48	21,000	48	21,000
適正利用の推進	回/年	10	10,498	10	11,000	10	11,000
家族介護者交流事業	回/年	9	2,725	9		9	
家族介護者教室	人/年	5	1,310	5	5,500	5	5,500
家族介護者慰労金の支給	人/年	18	868	18		18	
徘徊高齢者探索サービス	人/年	15	4,085	15	4,500	15	4,500
成年後見審判請求事務等	件/年	120	240	120		120	
住宅改修理由書作成業務の支援			545,263		767,393		777,593
地域支援事業 合計							

※特定高齢者把握事業は、各年度、概ね高齢者人口の6%を選定対象として見込む。
 ※規模、経費を数値で表現しにくい事業は「-」と表示。

〔平成 21 年度～23 年度 地域支援事業（介護予防事業）の実施拠点（予定）〕



第5節 第1号被保険者の保険料

1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

従って、区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中の介護保険サービスの利用見込量に応じたものとなります。介護保険サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることとなります。

2. 第4期介護保険料について

① 第4期のサービス水準の見込み

第4期では、給付費が増えるの見込まれる要因がいくつかあります。

今後も高齢化がすすみ、要介護認定者が増加することで介護保険サービスの利用量が増えること、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備することで、その施設を利用する方が増えること、医療制度改革の一環で、医療療養病床を利用していた方が新たに介護保険サービスを利用すること等が挙げられます。

また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第3期は19%でしたが、第4期は20%に改正されます。

これらのことは、介護保険料を上昇させる要因となります。

○給付費の増加要因

- ・ 要介護等認定者の増加（平成20年10月実績、10,999人
⇒ 平成23年10月推計、11,572人）
- ・ 地域密着型サービスの整備（小規模特別養護老人ホーム29人、認知症高齢者グループホーム72人、小規模多機能居宅介護200人）
- ・ 特別養護老人ホームの整備（81人）
- ・ 医療制度改革に伴う老人保健施設利用者の増（80人程度）
- ・ 第1号被保険者の総給付費負担率が19%から20%へ

これらの給付費が増えると見込まれる要因を勘案して、平成21年度から3年間の利用見込量から介護保険サービスにかかる費用を計算したところ保険料算定のもととなる総給付費は、第3期の約468億円から約500億円に増えると推計されます。

これから導き出される第4期の介護保険料基準額（以下「保険料基準額」という）は、概ね月額4,700円程度になります。

② 介護給付費準備基金の活用

第3期では、保険料の余剰が8億8千万円程度と見込まれます。この余った保険料（※介護給付費準備基金）は、第4期の保険料を下げることに使います。

このことにより、保険料基準額は概ね月額4,300円程度になります。

③ 介護報酬の改定と介護従事者処遇改善臨時特例交付金

平成21年4月には介護人材の確保・介護従事者の処遇改善という視点から介護報酬のプラス改定が予定されており、その上昇分を見込むと保険料算定のもととなる総給付費は、約522億円になります。これから導き出される保険料基準額は、概ね月額4,500円程度になります。

その際、国は介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を設け必要な経費を交付するとされ、区への交付は約2億円が予定されています。この交付金による保険料の上昇を抑制するための繰り入れについては、「段階的な保険料とする段階的な繰り入れ」と「3年間同額の保険料とするための繰り入れ」の二つの方法があります。区は「3年間同額の保険料とするための繰り入れ」を行い、3年間同額の保険料とします。

④ 第4期の保険料基準額（平成21年度～平成23年度）

上記のことから、最終的な保険料基準額は月額4,400円となります。

○第4期の介護保険料基準額は月額4,400円

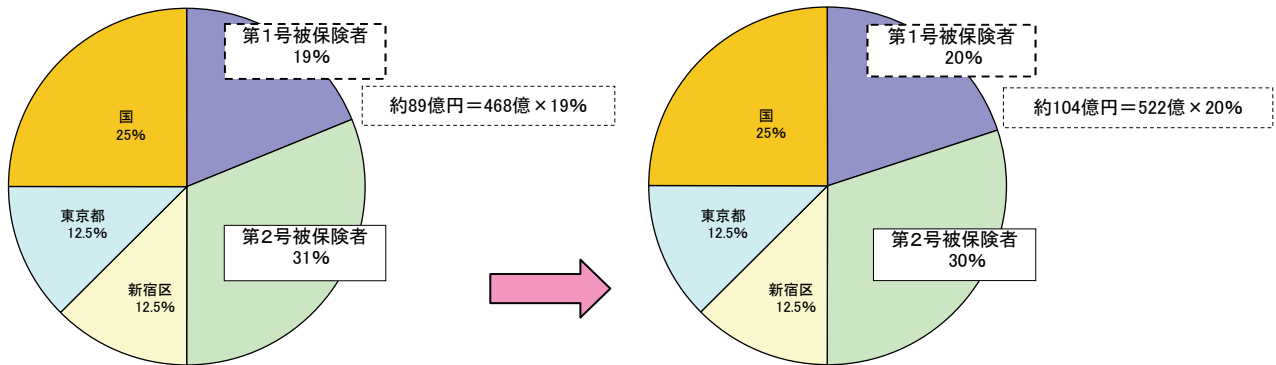
※介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行なうことにより、通常、初年度に計画期間に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

[介護保険の財源構成]

第3期 給付額 約468億円

第4期 給付額 約522億円



[第4期の第1号被保険者の保険料算定のもとになる総給付費額]

「保険料算定のもと」になる要因	金額
第4期の給付費額の第1号被保険者の負担額 (負担割合 20%)	約104億
介護給付費準備基金からの繰り入れ	△約8億8千万円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金からの繰り入れ	△約2億円
合計	約93億2千万円

3. 第4期の保険料段階について

介護保険料は第3期では10段階としていましたが、より収入に応じた負担とするため、第4期では12段階とし、保険料体系を次のように設定します。

① 非課税層への対応

第1段階、第2段階については、第3期の保険料と同額になるよう、負担軽減を図ります。

・非課税層への軽減措置（第3期保険料と同額の2,150円）

② 区の特別対策

第3期に引き続き、第3段階のうち、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が100万円以下の方の保険料につきましては、第2段階と同様に、第3期の保険料と同額になるよう、負担軽減を図ります。

・第3段階の公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が100万円以下の方への軽減措置（第3期保険料と同額の2,150円）

③ 第4段階における負担軽減

第4期においては、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置は平成20年度で終了することを受け、保険料負担段階第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者が保険料の負担軽減を講じることができるようになりました。そのため、これに該当する方については、保険料基準額に対する負担割合を1.00倍から0.80倍に軽減します。

・第4段階で年金収入金額等が80万円以下の方への負担軽減
負担割合 1.00倍 ⇒ 0.80倍

④ 課税層の所得段階の細分化

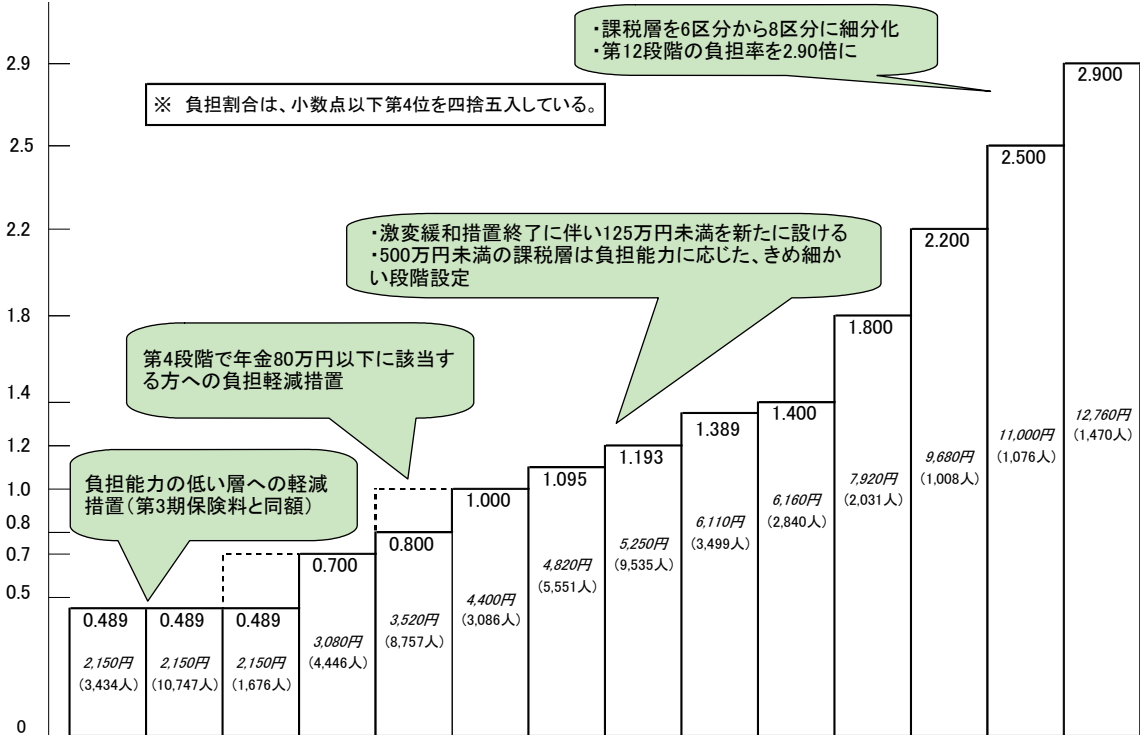
第3期では第5段階に設けていた税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、それに対応するため、125万円未満の区分を設けます。さらに所得額500万円未満の区分に350万円未満の区分を設け、より負担能力に対応するために、課税層の区分を細分化して、第3期の6区分を第4期では8区分にします。

また、500万円以上の区分では保険料基準額に対する負担割合を増やし、負担能力に応じた負担割合とします。

- ・ 第5段階の激変緩和措置終了 ⇒ 125万円未満の区分を設定
- ・ 課税層の階層 6区分 ⇒ 8区分に細分化
- ・ 負担割合 ⇒ 負担能力に応じた負担割合

〔 第4期の保険料段階(概要) 〕

負担割合



第4期	第1段階	第2段階	特別対策	第3段階	特例軽減	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
所得段階	生活保護など	年金等が80万円以下	年金等が100万円以下	世帯全員非課税	年金等80万円以下 本人非課税	125万円未満	250万円未満	350万円未満	500万円未満	750万円未満	1000万円未満	1500万円未満	1500万円以上	1500万円以上
					本人非課税	250万円未満	500万円未満	750万円未満	1000万円未満	1500万円未満	1500万円未満	1500万円未満	1500万円以上	1500万円以上
第3期	第1段階	第2段階	特別対策	第3段階	激変緩和	第4段階	激変緩和	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第10段階

※ 人数は21年度の推計値である。
 ※ 図は改正前後の変化を模式的に表しているため、棒グラフの面積は属する人数や保険料の負担量を表していない。

第6節 低所得者への対応

1. 特定入所者介護（予防）サービス費

居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として保険給付します。

〔利用者負担段階と特定入所者介護（予防）サービス費〕

単位：月額

利用者負担段階	対象者	食費			居住費			
		基準額	負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費	基準額		負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室※	①3.5万円 ②5.0万円	①1.0万円 ②1.5万円	①2.5万円 ②3.5万円
					多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室※	①3.5万円 ②5.0万円	①1.3万円 ②1.5万円	①2.2万円 ②3.5万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年超の方	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	5.0万円	1.0万円
					ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
					従来型個室※	①3.5万円 ②5.0万円	①2.5万円 ②4.0万円	①1.0万円 ②1.0万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

※①は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護の場合。

②は、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給しています。

〔高額介護（予防）サービス費〕

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	個人で 15,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	個人で 15,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年超の方	世帯で 24,600円
第4段階	住民税世帯課税者	世帯で 37,200円

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額を行います。

〔社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減〕

対象者	住民税世帯非課税で、下記の条件を全て満たす場合 ・年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下 ・預貯金等の額が単身世帯で、350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下 ・自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4分の1 ※世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者の場合、減額割合は2分の1となります。
本人負担	4分の3 ※世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者の場合、本人負担は2分の1となります。

※介護サービス費の利用者負担額については、平成21年4月1日から平成23年3月31日まで、減額割合を拡大する特例措置を設ける。減額割合「4分の1」を「28%」とし、本人負担「4分の3」を「72%」とする。世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者の場合、減額割合「2分の1」を「53%」とし、本人負担「2分の1」を「47%」とする。

5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階第4段階の場合でも、高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

6. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日からの5年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、平成17年4月1日から、さらに5年間延長しています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。

7. 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、利用者負担第1段階から第3段階までの方（生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業との併用不可）を対象に、区内通所サービス事業所を利用する場合、1食あたり200円の食事費用を助成します。

8. 高額介護（予防）サービス費の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具販売、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の自己負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。

第4章

介護保険制度によるサービス